別表十七（三の四）付表二　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の８第７項（適格分割等が行われた場合にないものとされる課税済金額）の規定の適用を受ける場合（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。次号において「平成22年改正法」という。）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）第66条の８第６項（適格分割等が行われた場合にないものとされる課税済金額）の規定の適用を受ける場合を含む。）又は連結法人が租税特別措置法第68条の92第７項（適格分割等が行われた場合にないものとされる個別課税済金額）の規定の適用を受ける場合（平成22年旧措置法第68条の92第６項（適格分割等が行われた場合にないものとされる個別課税済金額）の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七（三の四）「23」）⑴」の欄は、平成21年４月１日前に開始した特定外国子会社等の事業年度に係る所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号。以下この号において「平成21年改正法」という。）第５条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の８第１項（課税済留保金額の損金算入）に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は同法第68条の92第１項（個別課税済留保金額の損金算入）に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうちに平成21年改正法附則第44条第４項（課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置）の規定により平成22年旧措置法第66条の８第３項（特定課税対象金額の計算）に規定する特定課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第90条第９項（課税済留保金額等の引継ぎに係る経過措置）の規定により租税特別措置法第66条の８第11項第２号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）又は平成21年改正法附則第59条第４項（個別課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置）の規定により平成22年旧措置法第68条の92第３項（特定個別課税対象金額の計算）に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第119条第９項（個別課税済留保金額等の引継ぎに係る経過措置）の規定により租税特別措置法第68条の92第11項第２号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）がある場合にあつては、当該特定課税対象金額とみなされる金額又は当該特定個別課税対象金額とみなされる金額を記載すること。

3　「外国法人に係る請求権勘案直接保有株式等の移転割合　⑵」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の19第６項各号（課税済金額とみなされる金額）に規定する割合又は同令第39条の119第６項各号（個別課税済金額とみなされる金額）に規定する割合を記載すること。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

4　内国法人が租税特別措置法第66条の９の４第６項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する同法第66条の８第７項の規定の適用を受ける場合（平成22年旧措置法第66条の９の４第５項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する平成22年旧措置法第66条の８第６項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は連結法人が租税特別措置法第68条の93の４第６項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する同法第68条の92第７項の規定の適用を受ける場合（平成22年旧措置法第68条の93の４第５項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する平成22年旧措置法第68条の92第６項の規定の適用を受ける場合を含む。）には、この表に所要の調整をして記載すること。